

令和 6 年 1 月 9 日  
ジェイアールグループ健康保険組合

**任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限についてのお知らせ**

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に任意継続被保険者になる方の標準報酬月額の上限を 410,000 円（第 27 級）とします。

以上